

万里一空



町長 上浦 登

4月に入り、町内でも桜が咲き始め、春を感じる季節となりました。新年度を迎え、気持ちも新たにされている方も多いことと思います。町におきましても、4月から新たな予算を編成し令和6年度が始まりました。

予算の内容につきましては、改めてお知らせしますが、引き続き、小中一貫校の整備や公共施設の再編の取り組みを進める一方で、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりとして、高齢者に対する支援の充実を図ることとしています。

本町の人口は、昨年9月末現在で18,234人となっていますが、そのうち65歳以上の人口は8,942人（高齢化率49%）で、令和4年度の全国の高齢化率（28.6%）や府内の高齢化率（27%）との比較でも大きく上回る水準となっており、高齢者の皆さんが安心して暮らせるまちづくりが大きな課題となっています。

高齢社会においては、高齢者の皆さんが地域で支えあいながら、自分らしく暮らせるまちを実現していくことが大切ですが、町においてもこれまでの「ひとり暮らし高齢者等の緊急通報装置貸与事業」と豊能町社会福祉協議会の「緊急時安否確認（かぎ預かり）事業」を改編し、新たに民間事業者と連携しながら、医療・介護・福祉・見守り体制の強化を図ることとしました。通報装置の利用により「緊急のかけつけ」をはじめ「健康相談」や「熱中症みまもりコール」などを行うことで、より高齢者の皆さんに安心して暮らしていただけるのではないかと考えています。

また、新たに伴走型認知症相談支援拠点整備事業として、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員・地域の介護事業所などと連携し、専門的な相談窓口の拠点を整備することにより、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを進めてまいります。

これからも、“誰一人独りぼっちにさせない、しない”まちづくりに取り組んでまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、公共施設再編に関しましては、これから2000名の住民の皆さんを対象にアンケートを実施します。アンケートにより住民の皆さんのご意見をお聞きすることとしていますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

たんぽぽメールに登録しましょう!



「たんぽぽメール」では、災害時の避難情報、近隣の主要道路の通行止めの情報をはじめ、子ども・防犯その他緊急情報、ユーベルホール、図書館、シートスなどの町立施設の情報をメールで配信しています。

ぜひ登録してください!

■登録方法

(※事前に「@town.toyono.osaka.jp」からのメールが受信できるよう設定を行ってください。)

右の二次元バーコードを読み込むなどして
tanpopo.toyono-town@raidan3.ktaiwork.jpへ
空メールを送信

- ⇒ 「仮登録完了」メールを受信し、メールに示されたURLにアクセス
- ⇒ 画面の指示に従って本登録
- ⇒ 「本登録完了」のメールを受信
- ⇒ 登録完了

問=広報職員課 ☎739-3413



登録はこちら

豊能郡環境施設組合からのお知らせ

令和6年 第1回定例議会の報告

令和6年第1回豊能郡環境施設組合議会定例会が、2月20日に能勢町役場で開催しました。議決された案件は、下記のとおりです。

議案第1号	令和5年度豊能郡環境施設組一般会計補正予算（第2号） ・・・（廃棄物最終処分場設置に伴う土質調査業務の繰越） (全員賛成 可決)
議案第2号	令和6年度豊能郡環境施設組一般会計予算 ・・・（組合運営に係る予算 総額 32,293千円） (全員賛成 可決)

問=豊能郡環境施設組合 ☎739-3004

職員採用試験のお知らせ（令和6年8月1日採用）

事務職

◇ 試験職種、採用予定人数および受験資格

試験職種	採用予定人数	受験資格
事務職	若干名	昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人

- ◇ **申込受付期間** 4月1日（月）～5月15日（水）（5月15日（水）消印有効）
- ◇ **第1次試験日** 5月22日（水）～6月2日（日）のいずれか1日
事務能力検査および基礎能力検査（テストセンターにて受験）
- ◇ **第2次試験日** 6月中下旬予定 適性検査、小論文、面接
- ◇ **採用予定日** 8月1日

保育士兼幼稚園教諭（任期付職員）

◇ 試験職種、採用予定人数および受験資格

試験職種	採用予定人数	受験資格
保育士兼幼稚園教諭（任期付職員）	若干名	昭和43年4月2日以降に生まれた人で「保育士資格」および「幼稚園教諭1種免許 または 2種免許」の両方を有する人（7月末までに資格・免許取得見込みを含む）

- ◇ **申込受付期間** 4月1日（月）～5月31日（金）（5月31日（金）消印有効）
- ◇ **試験日** 6月23日（日） 専門筆記試験、小論文、実技試験、面接
- ◇ **採用予定日** 8月1日

※令和5年度に実施された豊能町職員採用試験への受験歴が無いことが必要です。
 ※学歴は問いませんが、事務職については大学卒業程度の学力が必要です。
 ※いずれの職種も普通自動車運転免許（AT限定可）を取得しているか、または7月末までに取得見込みであることが必要です。
 ※申込方法や勤務条件などの詳細は町ホームページ「採用情報」をご覧ください。

<採用試験案内・申込書等の入手方法> 4月1日（月）より配布します。

- ① 広報職員課（本庁舎2階）または吉川支所で受け取る。
- ② 町ホームページからダウンロードする。

問・申＝広報職員課 ☎739-3413



自衛官募集

募集種目＝自衛官候補生（男子・女子）

対＝18歳以上33歳未満の方

受付期間＝通年

※応募方法や、その他募集種目についてはお問い合わせください。

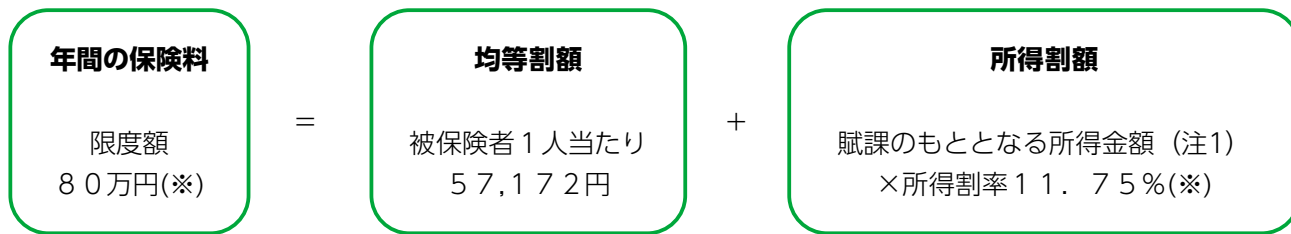
問＝自衛隊豊中募集案内所 ☎FAX06-6843-8400



【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】 令和6年度から保険料率が変わります

大阪府後期高齢者医療広域連合では、令和6年度から保険料率が変わります。
2月の広域連合議会で審議・可決され、令和6・7年度の保険料率が決定されました。

<令和6・7年度の保険料の算定方法（大阪府）>



(※)令和6年度の保険料における激変緩和措置について

- ・保険料の年額の限度額は、生年月日が昭和24年3月31日以前または障害認定により資格取得した方においては、73万円です。
- ・所得割率については、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は軽減用の所得割率10.94%を適用します。

(注1) 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額から基礎控除額43万円を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料の軽減が受けられる場合があります

所得などの状況に応じて保険料の軽減が受けられる場合があります。対象となる方の判定は、市区町村から大阪府後期高齢者医療広域連合に提供する所得情報に基づいて行いますので、被保険者の皆さまから申請をいただく必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができませんので、**豊能町役場保険課への簡易申告などが必要**です。

保険料額のお知らせと納め方

(1) 普通徴収（口座振替や納付書で納めていただく）の方

本年7月に令和6年度の後期高齢者医療保険料を決定（本算定）し、通知書を送付します。普通徴収の方は、口座振替や納付書（納入通知書）の方法により7月から翌年3月までの9期で納めていただきます。

※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

(2) 特別徴収（年金から納めていただく）の方

年金受給額が年額18万円以上の方は、原則年6回の年金受給日に、その年金からあらかじめ差し引く形で納めていただきます。

※特別徴収をやめて口座振替での納付を希望される方は、豊能町役場保険課までお申し出ください。

○仮徴収（令和5年中の所得が確定するまでの仮納付：4・6・8月）

①令和6年2月に保険料を特別徴収された方

4月・6月・8月の年金受給時に、2月に納めていただいた金額と同額を令和6年度の仮徴収額として納めていただきます。この場合、保険料額の通知はありません。

②令和5年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる方

令和5年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定し、通知書を送付します。

※令和5年度に引き続き、普通徴収（口座振替や納付書）で納めていただく方は、仮徴収は行われません。

○本算定後の特別徴収

7月に令和6年度の後期高齢者医療保険料を決定（本算定）し、通知書を送付します。

10月以降引き続き特別徴収となる方、また10月以降新たに特別徴収となる方は、10・12・2月の年金受給時に、令和6年度の年間保険料から仮徴収などにより既に納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

問＝大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課 ☎06-4790-2028 ☎06-4790-2030

※受付時間：月～金曜日（祝日を除く。） 午前9時～午後5時30分

または、豊能町役場保険課（国保グループ） ☎739-3422

【国民健康保険に関するお知らせ】 ～人間ドック受診費用の一部助成について～

人間ドックを受診する方を対象に人間ドックの受診費用の一部を助成します。

人間ドックと特定健康診査はどちらか一方の受診となります。

要件＝次の(1)～(6)すべてに該当する豊能町国民健康保険加入者が対象です。

- (1) 豊能町国民健康保険の被保険者期間中に助成対象となる全ての検査項目を実施する人間ドックを受診した方
- (2) 同じ年度内において、特定健康診査を受診していない方
- (3) 人間ドック受診日において40歳以上74歳以下の方
- (4) 申請日において、納期限到来の国民健康保険料を完納している世帯に属する方
- (5) 同じ年度内において、人間ドック助成金の交付を受けていない方
- (6) 人間ドックの検査結果の写しを提出し、特定保健指導およびその他の保健事業の対象者となった場合、当該保健事業を受けることに同意する方

助成金額＝年度中（4月1日から翌年3月31日まで）1回に限り、13,000円を限度に助成します。

※医療機関などでの支払額が13,000円を下回る場合は、その支払額が上限となります。

申請期限＝なるべく人間ドック受診後3カ月以内を目安に申請してください。

助成対象となる検査項目＝次の項目がすべて記載された検査結果の写しを提出してください。

検査項目	
特定健康診査で決められた項目	特定健診の項目に町独自で追加する項目
○ 身体測定…身長・体重・腹囲測定 ○ 血圧測定	○ 尿検査…尿潜血
○ 医師の判定 ○ 尿検査…尿蛋白・尿糖 ○ 血液検査…中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール・AST・ALT・γ-GT・空腹時血糖（食後の場合随時血糖）・HbA1c・血清尿酸・eGFR・血清クレアチニン	○ 血液検査…血清アルブミン・白血球・赤血球・血色素・ヘマトクリット値

申請に必要なもの＝申請書、豊能町が交付している大阪府国民健康保険被保険者証、印鑑、振込口座のわかるもの、人間ドック受診費用の領収書（受診日、病院名、受診者、金額が記載されたもの）、人間ドック受診結果の写し（医師の氏名が記載されたもの）

提出先＝保険課または吉川支所 **問**＝保険課 ☎739-3422

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】 健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

後期高齢者医療健康診査・歯科健診について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、健康診査および歯科健診を実施しています。

4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」・「歯科健診のお知らせ」をお送りします（年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします）。

広域連合が指定する医療機関などにおいて、年度中（4月1日から翌年3月31日まで）に1回、無料で受診することができます。

健康診査の受診の際は、**受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。**

歯科健診の受診の際は、**被保険者証を忘れずにお持ちください（受診券はありません）。**

ただし、以下に該当する方は、健康診査および歯科健診の対象外となります。

- ①病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の方 ②施設に入所または入居している方
- ※退院・退所したなど事情に変更があった場合は、受診券を発行しますので、お問い合わせください。
- ※人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません。

人間ドック費用の一部助成について

大阪府後期高齢者医療広域連合では、人間ドック（公益社団法人日本人間ドック学会が掲げる一日人間ドック基本検査項目表における「必須項目」を満たすものに限る）を受診された場合の費用の一部を助成しています。

助成金額＝各年度中（4月1日から翌年3月31日まで）1回の受診に対し、26,000円を上限に助成します。

申請に必要なもの＝①人間ドック受診費用の領収書 ②人間ドック受診結果の写し ③後期高齢者医療被保険者証

④振込口座のわかるもの ⑤申請書…申請時にお渡します。

※詳細は、受診券に同封の案内文をご覧ください。

提出先＝豊能町役場保険課または吉川支所

問＝大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031 FAX06-4790-2030 ※受付時間：月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時30分
または、豊能町役場保険課（国保グループ） ☎739-3422

令和6年度の固定資産課税台帳および縦覧帳簿をご覧いただけます

自己の所有する固定資産の評価額および税額を記載した「固定資産課税台帳」と、固定資産の評価額が他の土地や家屋と比較して適正かを判断するための参考資料として、町内にある固定資産の所在地番や評価額を記載した「縦覧帳簿」が下記のとおりご覧いただけます。

なお、固定資産課税台帳に新たに登録された価格について、不服がある場合には、税務課にお問い合わせのうえ、固定資産評価審査委員会（総務課内）に文書をもって審査の申出をすることができます。

令和6年度固定資産税納税通知書は5月中旬に発送する予定です。

	固定資産課税台帳	縦覧帳簿
ご覧いただける方	固定資産税の納税義務者 納税義務者の同一世帯の親族 納税管理人 借地人、借家人 委任を受けた代理人 など	固定資産税の納税者 納税者の同一世帯の親族 納税管理人 納税者の委任を受けた代理人 注：非課税および免税点未満の土地や家屋の所有者の方は納税者でないため縦覧できません。 賦課期日（令和6年1月1日）後に所有者となった方は縦覧できません。
対象となる固定資産	固定資産課税台帳により、ご自身が所有等される土地・家屋の評価額、税額などが閲覧できます。	縦覧帳簿により、町内の土地・家屋（自己所有物件以外も含む）の評価額などが縦覧できます。
期間	4月1日（月）～※土・日・祝日など役場閉庁日を除く	4月1日（月）～5月31日（金）※土・日・祝日など役場閉庁日を除く
時間・場所	・午前9時～午後5時 ・税務課および吉川支所の各窓口	
持ち物	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など） ※代理人は、委任状が必要です。 ※借地人・借家人は、賃貸借契約書などの写しが必要です。	
手数料	名寄1件につき300円※ただし、5月31日（金）までは無料	無料

問 = 税務課 ☎ 7 3 9 - 3 4 1 7

案内一般

令和6年度豊能町にぎわい事業補助金（随時申込）

●豊能町にぎわい事業補助金とは

町内に来町者を多数呼び込み、まちのにぎわいを創出する事業などの充実をとおして、まちの活性化を図ることを目的とした補助金です。

申込期間 4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

※事前受付はできません。

※交付決定額が予算総額に達した場合、右記の期間前であっても終了となります（予算額50万円）。

補助率 補助対象経費の3分の2

補助額（限度額） 15万円（千円未満切り捨て）

●補助対象事業

- 次のいずれにも該当する事業が対象
 - ① 補助対象団体または個人が町域において自ら実施する事業などであり、広域へ情報発信することにより誘客の向上を図るものであること
 - ② 来町者を多数呼び込むことにより地域のにぎわいを創出し、地域の活性化を継続的に実施する事業などであること
 - ③ 営利を目的としない事業などであること

④ 関係法令に適合すること

⑤ 補助金の交付決定を受けた日から、補助対象年度内に実施する事業などであること

⑥ 宗教の教義を広め、儀式行事を行いおよび信者を教化育成することを主たる目的とする行為をしない事業などであること

⑦ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とした行為をしない事業などであること

⑧ 公職選挙法に規定する特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とした行為をしない事業などであること

補助対象経費 補助対象事業に直接要する経費で、補助対象年度内に支出されたもの

補助対象者 団体および個人（ただし、行政が事務局に参加しているものを除く）

申請方法 総合政策課へ申請書類を提出（窓口・郵送）申請書類は町ホームページにて取得可能です。

●申込み～交付までの流れ

- ① 申込み
- ② 交付・不交付の決定および通知受付から1カ月程度

③事業実施

3月31日まで随時

④事業報告

事業完了後30日以内

⑤補助額の確定および通知

事業報告後随時

⑥確定額の交付

団体または個人からの請求書提出後随時

問Ⅱ総合政策課

☎739・3412

※補助に関する問い合わせについては、吉川支所では行っていません。

対応は総合政策課のみです。

※令和6年度予算が成立しないなどの場合は事業が行われないことがあります。最新の情報はホームページでご確認ください。

令和6年度家財道具等処分補助金(随時申込)

住む人がいなくなり空き家となった住宅は、そのまま放置すると、害虫の発生や雑草の繁殖、家屋の倒壊など様々な問題が発生します。しかし、売却や賃貸を行おうと考えると、住宅内に残った家財道具の処分が障害となっている場合があります。

そこで、家財処分に要する費用の一部を補助することにより、空き家バンクの登録および取引の促進を図

り、定住促進による地域の活性化に資することを目的として補助金を交付します。

申込期間Ⅱ4月15日(月)～令和7年2月28日(金)

※事前受付はできません。

※交付決定額が予算総額に達した場合、右記の期間前であっても終了となります。(予算額50万円)

補助率Ⅱ補助対象経費の3分の2

補助額(限度額)Ⅱ10万円(千円未満切り捨て)

●補助対象経費

○対象となる空き家に残存する家財道具の処分・搬出に必要な次の経費

・収集運搬および処分代行業者への委託料

・分別作業代行業者への委託料

・運搬車両賃借料

・処理手数料

※収集運搬および処分には一般廃棄物収集運搬許可が必要です。豊能町で許可を行っている事業者は環境課(☎736・1190)にご確認ください。

●補助対象者

・対象となる空き家の空き家バンク登録者であって、補助金の交付を受けた日から引き続き2年以上空き家バンクを登録する意思があること。

・税金を滞納していないこと。

申請方法Ⅱ総合政策課へ申請書類を提出(窓口・郵送) 申請書類は町ホームページにて取得可能です。

●注意点

交付決定を受けた日から2年以上豊能町空き家バンクに登録することが交付の条件です。2年未満に豊能町空き家バンクの登録を抹消した場合は補助金は返還していただくこととなります(空き家バンク内でのマッチングで不動産契約がなされた場合は返還の対象ではありません)

問Ⅱ総合政策課

☎739・3412

※補助に関する問い合わせについては、吉川支所では行っていません。対応は総合政策課のみです。

※令和6年度予算が成立しないなどの場合は事業が行われないことがあります。最新の情報はホームページでご確認ください。



空き家の除却補助金交付申請の受付を開始します

豊能町住宅建替え促進事業として、令和6年度「既存空き家除却補助金交付」の申請受付を4月15日(月)より開始します。

※開始日より前の受付はできません。豊能町は空き家の除却を促進し、住宅地の流動化と町民の皆さんにとって安全で安心な居住環境の改善に資すること、町外からの転入者の増加を目指すため、予算の限り除却に要する費用に補助金を交付し、補助金を受けて除却を実施した土地に対して最大3年間の固定資産税を減免します。

●既存空き家除却補助

補助の交付対象となる空き家Ⅱ

・豊能町内にある個人所有の空き家(1年以上住居として使用されていない二戸建ての住宅であること)

・除却後、新たな一戸建ての住宅が建築できる土地にあること

・違法建築でないこと

・除却後に建築物の存在しない土地となること(地下駐車場などは除く)

●補助の交付対象者Ⅱ

・補助対象空き家に係る所有権など

9 2024.4 広報とよの

健康・福祉

安全・生活

教育・子育て

情報あれこれ

特集

案内一般

を有する個人であること
・税金を滞納していないこと
補助額は除却に要する費用(消費税を除く)の30%で、最大75万円
※千円未満は切り捨て

申請方法は都市計画課へ申請書類などを提出(窓口・郵送)
申請書類は町ホームページにて取得可能です。

固定資産税の減免

対象は「既存空き家除却補助金」の交付を受け、「空き家除却確認書」および「認定敷地証明書」の交付を受けた土地

減免期間は対象空き家を除却した日以後に到来する1月1日の属する年度の翌年度から最大3年間

申請方法は税務課へ「認定敷地証明書」の写しを提出。詳細は税務課へお問い合わせください。

令和6年度予算が成立しないなど
の場合は事業が行われないことがあります。

問は都市計画課

☎739・3425

税務課

☎739・3417

注意は空き家除却補助に関する問合せなどについては、吉川支所では対応できません。

「とよのんお買い物クーポン券」(第2弾)の使用期間について
は4月30日まで

2月に皆さんのお手元にお届けしました「第2弾 とよのんお買い物クーポン券」(ピンク色)をご使用いただけましたか? **期限を過ぎると、クーポン券は使えなくなります。** 町内の登録店舗で買物をする際、最大50%オフで買物ができるクーポン券です。ぜひご使用ください。

※緑色のクーポン券は、3月1日以降は使えなくなっています。ご使用の際は、クーポン券の色をご確認ください。

使用期限は4月30日(火)まで
問は農林商工課
☎739・3424



本庁内三井住友銀行派出窓口の営業時間等の変更について

本庁内三井住友銀行派出窓口の営業時間が4月1日より次のとおり変更となります。

(変更前)
午前9時30分～午後0時
午後1時～2時45分
(変更後)
午前10時～午後0時
午後1時～2時45分

町税、国民健康保険料や町の各種使用料は、出納室窓口でも納付いただけます。

また、吉川支所内の三井住友銀行派出窓口は、3月末をもって閉鎖されます。

なお、町税、国民健康保険料や町の各種使用料は、4月以降も吉川支所へ納付いただけます。

ただし、閉庁日は利用できません。
問は出納室 ☎739・3431

光風台中央公園に新しいトイレができます

光風台中央公園を利用される皆さんの利便性向上のためにトイレを整備しました。

4月から供用を開始しますので、ご利用ください。

なお、この施設の整備には、宝くじ収益金の一部が使われています。

問は都市計画課

☎739・3425

大阪・関西万博ボランティア募集!

国内外から大阪・関西、万博会場を訪れる人たちをおもてなしするボランティアを募集します。万博会場での案内・歓迎などさまざまな活動のサポートや、主要駅・空港などのまちなかでの万博情報などの案内、大阪ヘルスケアパビリオンでの来館者サポートなどのボランティア活動を行っていただきます。

多くの仲間とともに、万博を盛り上げませんか。

応募期間は4月30日(火)まで



詳しくはこちら



会場内での案内もまちなかでのおもてなしも

問は大阪・関西万博ボランティアコールセンター

☎0570・036・035